

学校給食従事者検便検査業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 学校給食従事者検便検査業務

2 業務の目的

この学校給食従事者検便検査業務は、関係法令及び学校給食衛生管理基準（文部科学省通達）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省通知）に基づき、食中毒発生の際の原因究明及び学校給食従事者の健康管理のため、加えて学校給食従事者が学校給食を喫食できるための条件として実施する。

3 履行場所

熊本市立隈庄幼稚園 外99箇所（詳細は別紙2「令和8年度 予定検体数等一覧」のとおり）

4 履行期間

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

5 契約方法

一般競争入札による単価契約

6 業務内容

学校給食に従事する者（給食技師、給食栄養士、給食調理業務会計年度任用職員、給食調理補助業務会計年度任用職員（以下「給食調理補助員」という。）、栄養教諭、学校栄養職員及びナイストライ事業参加の中学生等）について、検便検査を実施する。

7 検査項目

(1) 定期検査

赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（ベロ毒素を産生するもの全て）の検査について、毎月2回実施する。

なお、腸管出血性大腸菌において陽性反応が生じた場合、直ちにベロ毒素検査を行うこと。その際の費用は本契約の代金に含まれないものとするが、事前に契約方法及び金額等について発注者と協議を行うこと。

(2) ノロウイルス高感度検査

ノロウイルスの検査について、発注者が必要と認めた場合に、リアルタイムPCR法、RT-PCR法等の高感度の検便検査方法により実施する。

8 予定検体数

(1) 定期検査

8,548検体程度（年間24回）

※施設ごとの予定検体数については、別紙2「令和8年度 予定検体数等一覧」を参照すること。

(2) ノロウイルス高感度検査

10検体程度（年間）

9 検査日程

(1) 定期検査

別紙1「令和8年度 定期検査日程表」のとおり実施し、検体受取日当日（困難な場合は翌日）に検査を行うこと。但し、発注者が必要と認めた場合は、臨時に実施すること。

(2) ノロウイルス高感度検査

発注者が指示する日に実施し、検体受取日（困難な場合は翌日）に検査を行うこと。

10 検体回収方法

(1) 定期検査

別紙2「令和8年度 予定検体数等一覧」の検査対象施設が検体を郵送（郵送費は受注者負担）すること。

(2) ノロウイルス高感度検査

発注者が指示する日時・場所にて受注者が検体を回収すること。（郵送の場合、郵送費は受注者負担）

11 報告等

(1) 受注者は、事前に検査方法について発注者へ報告すること。

(2) 検査結果の報告は以下のとおり行うこと。

- ①定期検査の検査結果については、当該月分をまとめて当該月業務終了後7日以内に、検査報告書をもって発注者へ報告すること。
- ②検査の結果、陽性反応が生じた場合は、通常の検査結果報告に加え、発注者に対して電話等により、検査日から24時間以内に報告すること。
- ③ノロウイルス高感度検査の検査結果については、発注者に対して電話等により早急に報告すること。
- ④検査に関する記録は3年間保管すること。
- ⑤検便実施者の個人情報等については、適切に取り扱うこと。

12 その他

- (1) 業務の実施に必要な資材（検査依頼書、採便管、採便管を入れる個人袋及び検体郵送用封筒）、人員等は受注者において準備し、資材は、適宜検査対象施設へ配布すること。また、採便管等については、緊急の場合に備え検査対象者が保管できる予備分も含め、不足することがないよう検査対象施設へ配布すること。
- (2) 資材の必要数については、別紙2「令和8年度 予定検体数等一覧」のとおりとする。
- (3) 発注者により、定期検査の日程変更及び臨時検査、不足した資材の補充・配付等の指示があった場合については、発注者の指示に従うこと。
- (4) 発注者から精度管理等のために検査に関する記録の提出を求められたときは、速やかに応じること。